

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(組織)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、<u>次の各号に掲げる者</u>をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき教育長が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>岩手県盛岡保健所長</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育長の任命する者を、教育事務所（盛岡教育事務所を除く。）、総合教育センター及び生涯学習推進センターにあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長を、学校にあつては学校医及び当該学校の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保健所長である産業医 当該保健所の所管区域内に所在する教育事務所（<u>盛岡教育事務所を除く。</u>）、総合教育センター、生涯学習推進センター及び学校</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、<u>次に掲げる者</u>をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき教育長が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>岩手県県央保健所長</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育長の任命する者を、教育事務所（盛岡教育事務所を除く。）、総合教育センター及び生涯学習推進センターにあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長を、学校にあつては学校医及び当該学校の所在地を所管区域とする保健所の所長（<u>盛岡市に所在する学校にあつては、岩手県県央保健所長</u>）をもって充てる。</p> <p>2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保健所長（<u>岩手県県央保健所長を除く。</u>）である産業医 当該保健所の所管区域内に所在する教育事務所、総合教育センター、生涯学習推進センター及び学校</p> <p>(3) <u>岩手県県央保健所長である産業医 当該保健所の所管区域及び盛岡市内に所在する学校</u></p>														
<p>様式第5号（第44条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1906 772 2092"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>BMI</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		[略]	[略]	BMI		<p>様式第5号（第44条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 1906 1458 2092"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>BMI</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>腹囲</u></td> <td><u>cm</u></td> </tr> </table>	[略]		[略]	[略]	BMI		<u>腹囲</u>	<u>cm</u>
[略]															
[略]	[略]														
BMI															
[略]															
[略]	[略]														
BMI															
<u>腹囲</u>	<u>cm</u>														

視力	[略]		
[略]		血中脂 質検査	総コレ ステロー ル
[略]			
[略]			[略]

[略]

様式第17号（第52条関係）

[略]

[略]			
[略]		血中脂 質検査	総コレ ステロー ル
[略]			
[略]			[略]
BMI		[略]	
視力	[略]		
[略]			
[略]			

[略]

視力	[略]		
[略]		血中脂 質検査	LDLコ レステロ ール
[略]			
[略]			[略]

[略]

様式第17号（第52条関係）

[略]

[略]			
[略]		血中脂 質検査	LDLコ レステロ ール
[略]			
[略]			[略]
BMI		[略]	
腹囲	cm		
視力	[略]		
[略]			

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の岩手県教育委員会安全衛生管理規程様式第5号及び様式第17号は、この訓令の施行の日以後に行う健康診断について適用し、同日前に行った健康診断については、なお従前の例による。